特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	生活保護の決定及び実施等に関する事務についての基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、生活保護の決定及び実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。 ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除き、外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。 ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において大阪府個人情報保護条例に基づく個人情報取り扱い特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年2月18日

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	【概要】 生活保護法に基づき、同法に定める生活に困窮する者に対して、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表　23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 ○大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年11月2日条例85号）第3条 ○番号法第九条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和7年デジタル庁・総務省令第12号）　表一の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） ○番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条 13，14，18，20、28，37，40，42，48，49，53，59，63，69，74，75，76，86，87，89，96，108，125，132，141，144，151，155，158，161，167，168，169，170，171，172の項 （情報照会） ○番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条 42，43の項 ○番号法第19条第9号	

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉推進室
②所属長の役職名	地域福祉推進室長

6．他の評価実施機関

7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館1階 電話番号　06-6944-8371（直通） 大阪府箕面子ども家庭センター生活福祉課 〒562-0036　箕面市船場西三丁目８番22号　箕面市役所第二別館3階 電話番号　072－737-6858（直通） 大阪府富田林子ども家庭センター生活福祉課 〒584-0031　富田林市寿町2丁目6番1号（大阪府南河内府民センタービル内） 電話番号　0721-25-1131（代表） 大阪府貝塚子ども家庭センター生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目17番2号 電話番号　072-430-4321（直通）

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部地域福祉推進室社会援護課　生活保護調整グループ 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁別館1階 電話番号　06-6944-6667（直通） 大阪府箕面子ども家庭センター生活福祉課 〒562-0036　箕面市船場西三丁目８番22号　箕面市役所第二別館3階 電話番号　072－737-6858（直通） 大阪府富田林子ども家庭センター生活福祉課 〒584-0031　富田林市寿町2丁目6番1号（大阪府南河内府民センタービル内） 電話番号　0721-25-1131（代表） 大阪府貝塚子ども家庭センター生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目17番2号 電話番号　072-430-4321（直通）

9．規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1．提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3．特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6．情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業　[ ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住民基本台帳ネットワークシステム照会により、マイナンバーを取得するのではなく、原則、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・申請者からマイナンバーを取得できない場合に、住民基本台帳ネットワークシステム照会を行い、４情報または住所を含む3情報による照会を行っている。 ・登録の際には、複数人での確認を行ったうえで登録を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[〇] 自己点検　[〇] 内部監査　[ ] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・生活保護に関連する事務においては、特定個人情報に関する安全管理措置を以下のとおりとっている。 ① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月25日	Ⅰの5の②所属長	地域福祉推進室長　山本　譲	地域福祉推進室長　福本 泰延	事後	人事異動による所属長の変更
平成29年4月25日	Ⅰの7の請求先	府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館1階 電話番号　06-6944-6066（直通）	府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館5階 電話番号　06-6944-8371（直通）	事後	公文書総合センターの移転に伴う変更
平成31年2月28日	Ⅰの5の②所属長	地域福祉推進室長　福本 泰延	地域福祉推進室長	事後	様式変更による氏名の削除
平成31年2月28日	Ⅳリスク対策	―	評価書記載のとおり	事後	様式改正による追加
令和3年4月26日	Ⅰの7の請求先	大阪府岸和田子ども家庭センター　生活福祉課 〒596-0043　岸和田市宮前町7番30号 電話番号　072-441-2760（直通）	大阪府岸和田子ども家庭センター　生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目18番8号　貝塚市保健・福祉合同庁舎3階 電話番号　072-430-4321（直通）	事後	岸和田子ども家庭センター生活福祉課の移転に伴う変更
令和3年4月26日	Ⅰの8の連絡先	福祉部地域福祉推進室社会援護課　生活支援グループ 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁別館8階 電話番号　06-6944-6667（直通）	福祉部地域福祉推進室社会援護課　生活保護調整グループ 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁別館8階 電話番号　06-6944-6667（直通）	事後	組織改編に伴う変更
令和3年4月26日	Ⅰの8の連絡先	大阪府岸和田子ども家庭センター　生活福祉課 〒596-0043　岸和田市宮前町7番30号 電話番号　072-441-2760（直通）	大阪府岸和田子ども家庭センター　生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目18番8号　貝塚市保健・福祉合同庁舎3階 電話番号　072-430-4321（直通）	事後	岸和田子ども家庭センター生活福祉課の移転に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰの7の請求先	府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館5階 電話番号　06-6944-8371（直通）	府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館1階 電話番号　06-6944-8371（直通）	事後	公文書総合センターの移転に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰの1の②の事務の概要	【具体的内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定（却下）通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、廃止及び停止 ・就労自立給付金及び進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の事務 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、自立へ向けて受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。 特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者（被保護者含む）の本人確認、状況把握に用いる。 （1）要保護者（被保護者含む）の提出書類等（関係機関からの情報を含む）に記載された個人情報の確認 （2）情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携	【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対す る応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対す る応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事前	事務の見直し又は追加
令和5年7月28日	Ⅰの1の③のシステムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事務の追加によるシステム名の追加
令和5年7月28日	Ⅰの3の法令上の根拠	〇番号法第9条第1項　別表第一　15の項 〇番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条	〇番号法第9条第1項　別表第一　15の項 〇番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 〇大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年11月2日条例85条）第3条	事後	庁内連携の根拠を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅰの4の②の法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第7号　別表第二　26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第19条 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第7号　別表第二 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号イ・第2号イ・第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ヘ・第2号イ・第3号ホ・第4号、第17条第1号、第19条第1号イ及びチ・第2号から第5号、第20条第4号から第7号・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号、第22条第2号から第5号・第7号・第9号・第10号、第28条第1号ハ・第2号から第5号・第7号から第9号、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ・第2号から第5号、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第52条、第53条第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条第1号イ・第2号イ・第3号イ・第4号イ ※番号法第19条第7号　別表第二　30の項、50の項、90の項、116の項、120の項にかかる主務省令は未制定	○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、 37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 26の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （主務省令における情報提供の根拠） 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、 第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 （主務省令における情報照会の根拠） 第19条	事後	番号法の改正等による条文の変更、追加
令和5年7月28日	Ⅱの1の対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月28日	Ⅱの1の対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月13日時点	令和5年4月30日時点	事後	時点修正
令和5年9月22日	Ⅱの2の取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者	500人以上	500人未満	事後	時点修正
令和6年6月7日	Ⅰの7の請求先	大阪府池田子ども家庭センター　生活福祉課 〒563-0041池田市満寿美町9－17 電話番号　072-752-6287（直通） 大阪府岸和田子ども家庭センター生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目18番8号　貝塚市保健・福祉合同庁舎3階 電話番号　072-430-4321（直通）	大阪府箕面子ども家庭センター生活福祉課 〒562-0036　箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市役所第二別館3階 電話番号　072－737-6858（直通） 大阪府貝塚子ども家庭センター生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目17番2号 電話番号　072-430-4321（直通）	事後	池田子ども家庭センター及び岸和田子ども家庭センターの移転に伴う組織名称の変更
令和6年6月7日	Ⅰの8の連絡先	大阪府池田子ども家庭センター　生活福祉課 〒563-0041池田市満寿美町9－17 電話番号　072-752-6287（直通） 大阪府岸和田子ども家庭センター生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目18番8号　貝塚市保健・福祉合同庁舎3階 電話番号　072-430-4321（直通）	大阪府箕面子ども家庭センター生活福祉課 〒562-0036　箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市役所第二別館3階 電話番号　072－737-6858（直通） 大阪府貝塚子ども家庭センター生活福祉課 〒597-0072　貝塚市畠中1丁目17番2号 電話番号　072-430-4321（直通）	事後	池田子ども家庭センター及び岸和田子ども家庭センターの移転に伴う組織名称の変更
令和8年2月18日	Ⅰの3の法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一　15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 ○大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年11月2日条例85条）第3条	○番号法第9条第1項　別表　23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第15条 ○大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年11月2日条例85号）第3条 ○番号法第九条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和7年デジタル庁・総務省令第12号）　表一の項	事後	番号法の改正等による条文の変更、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	Ⅰの4の②の法令上の根拠	○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、113、116、120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 26の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （主務省令における情報提供の根拠） 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23 条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47 条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 （主務省令における情報照会の根拠） 第19条	（情報提供） ○番号法第19条各号及び番号法第19条第８項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第９号）第２条 13, 14, 18, 20、28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 （情報照会） ○番号法第19条第８号及び番号法第19条第８項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第９号）第２条 42, 43の項 ○番号法第19条第９号	事後	番号法の改正等による条文の変更、追加
令和8年2月18日	Ⅳ８人手を介在させる作業		十分である 判断の根拠 ・住民基本台帳ネットワークシステム照会により、マイナンバーを取得するのではなく、原則、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 ・申請者からマイナンバーを取得できない場合に、住民基本台帳ネットワークシステム照会を行い、4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。 ・登録の際には、複数人での確認を行ったうえで登録を行っている。	事後	様式の変更に伴う追加
令和8年2月18日	Ⅳ１１最も優先順位が高いと考えられる対策		3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 判断の根拠 ・生活保護に関連する事務においては、特定個人情報に関する安全管理措置を以下のとおりとっている。 ① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。	事後	様式の変更に伴う追加